基発 0401 第 48 号
平成 26 年４月１日

都道府県労働局長　殿

厚生労働省労働基準局長
（公印省略）

労働基準局の組織の変更等について

本省の組織について、別添 1 のとおり「厚生労働省組織規則の一部を改正する省令（平成 26 年厚生労働省令第 38 号）」が平成 26 年 3 月 31 日に公布され、同年 4 月 1 日に施行されたところである。また、別添 2 のとおり「厚生労働省の内部組織に関する訓令の一部を改正する訓令」（平成 26 年厚生労働省訓第 1 号）が平成 26 年 4 月 1 日に施行されたところである。

これらの改正により、労働基準局においては、安全衛生部労働衛生課産業保健支援室の設置及び労災補償部労災保険業務課システム最適化推進室の廃止等が行われたので、通知する。

なお、これに伴い、従前に発出した通知その他の文書における組織名について、「労災保険業務課システム最適化推進室（長）」とあるのは「労災保険業務課（長）」と読み替えるものとするので了知されたい。

(iii) 中小建設事業主等が自ら行うもの又は労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第七十七条第三項に規定する登録教習機関、建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条の三の四第三項第二号に規定する登録基幹技能者講習実施機関若しくは八に該当する中小建設事業主の団体若しくはその連合団体（以下「中小建設事業主団体等」という。）であって(i)及び(ii)に該当する技能実習を行うもの（以下「登録教習機関等」という。）に委託して行うものであること。

(2) 次のいずれにも該当するものであること。

(i) 技能実習の内容が建設業法第二十七条第一項に規定する技術検定に関連するものであること。

(ii) 雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する教育訓練であって、同法第十条の四第二項に規定する指定教育訓練実施者に委託して行うものであること。

第七条の二第一号二中「技能実習等」を「技能実習」に改め、同号ト中「中小建設事業主団体又はその連合団体（以下「中小建設事業主団体等」という。）」を「中小建設事業主団体等」に改め、同号ヌ中「（昭和四十九年法律第百十六号）」を削り、同条第二号イ中「該当する者」を「該当する中小建設事業主等」に改め、同号ロ中「該当する者」を「該当する中小建設事業主」に、「四千円」を「五千円」に改め、同号ハを次のように改める。

八　前号ハに該当する中小建設事業主等　次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

(1) 前号ハ(1)に該当する技能実習を行った場合　当該技能実習に要した経費の額の十分の九に相当する額（当該中小建設事業主等が登録教習機関等に委託して行うときは、当該技能実習に係る受講料のうち当該中小建設事業主等が負担した額の十分の八に相当する額）（一の技能実習について、一人当たり二十万円を限度とする。）

(2) 前号ハ(2)に該当する技能実習を行った場合　当該技能実習に係る受講料のうち当該中小建設事業主等が負担した額の十分の八に相当する額（二の技能実習について、一人当たり二十万円を限度とする。）

第七条の二第二号二中「該当する者」を「該当する中小建設事業主」に、「七千円」を「八千円」に改め、同号ヘ(2)中「七千円」を「八千円」に改め、同号チ及びリ中「該当する者」を「該当する職業訓練推進団体」に改める。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の一項を加える。

2　（建設労働者確保育成助成金に関する暫定措置）

岩手県、宮城県又は福島県の区域内に所在する事業所の中小建設事業主等に対する建設労働者確保育成助成金の支給に係る第七条の二第二号ハの適用については、当分の間、同号ハ中「経費の額の十分の九」とあるのは「経費の額」と、「負担した額の十分の八」とあるのは「負担した額」とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の日（以下「施行日」という。）に第一条の規定による改正前の雇用保険法施行規則（以下「旧雇保則」という。）第百四条第一項第一号イ(1)の環境整備計画を提出した事業主又は同号ロ(1)の雇入れを行った事業主に対する高年齢者雇用安定助成金の支給については、なお従前の例による。

2　施行日前に旧雇保則第百十八条第三項第一号ロ(2)の計画を提出した事業主に対する中小企業労働環境向上助成金の支給については、なお従前の例による。

3　施行日前に旧雇保則第百十八条の三第四項第七号の規定により精神障害者等雇用安定奨励金の支給を受けることとなった事業主に対する精神障害者等雇用安定奨励金の支給については、なお従前の例による。

4　施行日前に旧雇保則第百三十九条第二項第一号イ(2)又はロ(2)の育児休業又は介護休業を開始し、平成二十六年九月三十日までの間に同号イ(3)又はロ(3)の育児休業又は介護休業を終了した被保険者がいる中小企業事業主又は中小企業事業主団体に対する同条第一項に規定する中小企業両立支援助成金の支給については、当該被保険者に係る支給に限り、なお従前の例による。

5　施行日前に旧雇保則附則第十七条の九に該当することとなった事業主に対するキャリア形成促進助成金の支給については、なお従前の例による。

6　第二条の規定による改正後の建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則第七条の二第一号ハ及び二並びに第三号ハ及び二の規定は、施行日以後に同条第一号ハに規定する技能実習を開始する者について適用するものとし、施行日前に第二条の規定による改正前の建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則第七条の二第一号ハに規定する技能実習を開始した者に対する建設労働者確保育成助成金（当該技能実習の実施についての助成に係るものに限る。）の支給については、なお従前の例による。

○厚生労働省令第三十七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第七条の規定に基づき、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日　厚生労働大臣　田村　憲久

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則（平成六年厚生省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一号中「十五万七千二百円」を「十五万六千七百円」に、「七万八千六百円」を「七万八千四百円」に改め、同条第二号イ中「十五万六千四百円」を「十五万五千九百円」に改め、同号ロ中「七万八千二百円」を「七万八千円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　平成二十六年三月三十一日以前に本邦に上陸した中国残留邦人等に係る自立支度金の額については、なお従前の例による。

○厚生労働省令第三十八号

厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第十八条第三項、第十九条第四項、第二十一条第三項、第二十三条第二項及び第二十四条第二項並びに厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）第百四十条第三項、第百四十九条第二項及び第百五十三条第二項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、厚生労働省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日　厚生労働大臣　田村　憲久

厚生労働省組織規則の一部を改正する省令

厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十三条の二の見出し及び同条第一項中「及び医療関連サービス室」を削り、同条第四項及び第五項を削る。

第十八条の見出し及び同条第一項中「国立病院機構管理室」の下に「及び地域医療機能推進機構管理室」を加え、同条中第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4　地域医療機能推進機構管理室は、独立行政法人地域医療機能推進機構の組織及び運営一般に関する事務をつかさどる。

5　地域医療機能推進機構管理室に、室長を置く。

第三十五条の見出しを「（産業保健支援室及び電離放射線労働者健康対策室）」に改め、同条第一項中「労働衛生課に」の下に「産業保健支援室及び」を加え、「及び調査官一人」を削り、同条中第四項を削り、第三項を第五項とし、第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2　産業保健支援室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　労働安全衛生法に規定する衛生管理者及び産業医に関すること。

二　労働安全衛生法に規定する健康診断及び健康管理手帳に関すること。

三　前二号に掲げるもののほか、労働者の健康の保持増進を図るため事業者が講ずる必要な措置（労働安全衛生法に規定する作業環境測定に関するものを除く。）に関する支援に関すること。

3　産業保健支援室に、室長を置く。

第四十一条の見出し及び同条第一項中「公共職業安定所運営企画室」の前に「訓練受講者支援室及び」を加え、同条中第七項を第九項とし、第二項から第六項までを二項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の二項を加える。

2　訓練受講者支援室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　政府が行う公共職業訓練の受講者及び修了者、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）第二条に規定する特定求職者並びに教育訓練（雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十条の二の規定により厚生労働大臣が指定する教育訓練をいう。）の受講者及び修了者（次号及び第七百八十八条の三において「訓練受講者」という。）の職業紹介及び職業指導に関すること（労働市場センター業務室の所掌に属するものを除く。）。

二　訓練受講者の職業の安定に関する政策の企画及び立案に関すること。

三　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第七条の規定による職業訓練受講給付金に関すること。

3　訓練受講者支援室に、室長を置く。

第四十二条を削り、第四十一条の二を第四十二条とする。

第四十四条の見出し中「若年者雇用対策室」の前に「民間人材サービス推進室」を加え、「就労支援室及び求職者支援室」を「及び就労支援室」に改め、同条第一項中「企画課に」の下に「、民間人材サービス推進室」を加え、「、就労支援室及び求職者支援室」を「及び就労支援室」に改め、同条中第六項及び第七項を削り、第五項を第七項とし、第二項から第四項までを二項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の二項を加える。

2　民間人材サービス推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　政府以外の者の行う労働力の需要供給の調整を図るための事業の活用に関する政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二　政府以外の者の行う労働力の需要供給の調整を図るための事業の発達、改善及び調整に関すること。

3　民間人材サービス推進室に、室長を置く。

第四十七条を次のように改める。

（地域雇用対策室、労働移動支援室、農山村雇用対策室及び建設・港湾対策室）

第四十七条　雇用開発企画課に、地域雇用対策室、労働移動支援室、農山村雇用対策室及び建設・港湾対策室を置く。

2　地域雇用対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第二十三号）第二条第一項に規定する地域雇用開発に関すること（職業能力開発局及び雇用政策課の所掌に属するものを除く。）。

二　地域における雇用機会の確保に関すること（農山村雇用対策室の所掌に属するものを除く。）。

三　季節的に雇用される労働者の雇用に関する援助措置に関すること。

3　地域雇用対策室に、室長を置く。

4　労働移動支援室は、労働移動に関する政策の企画及び立案に関する事務をつかさどる。

5　労働移動支援室に、室長を置く。

6　農山村雇用対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　農山村における雇用機会の確保に関すること。

二　林業労働者の雇用管理の改善に関すること。

7　農山村雇用対策室に、室長を置く。

8　建設・港湾対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　建設労働者及び港湾労働者の雇用の改善に関すること。

二　港湾労働者の募集及び港湾運送の業務について行う労働者派遣事業に関すること。

9　建設・港湾対策室に、室長を置く。

第五百七十七条中「十四部及び五室」を「十五部及び三室」に、「血液・安全性研究部」を「血液・品質保証・管理部」に、「放射能管理室　動物管理室　検定検査品質保証室」を「動物管理室」に改める。

第五百九十八条を削り、第五百九十七条を第五百九十八条とし、第五百九十六条を第五百九十七条とし、第五百九十五条の次に次の一条を加える。

（品質保証・管理部の所掌事務）

第五百九十六条　品質保証・管理部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　放射線の安全管理及び放射性同位元素を用いた生物学的調査及び研究の方法の開発及び改良のための調査及び研究を行うこと。

二　感染症その他の特定疾病の予防、治療及び診断に関する生物学的製剤並びに抗菌性物質製剤の生物学的検査及び検定における成績の総合評価（これらの医薬品の生物学的検査及び検定に必要な標準品の管理及び評価並びにこれらに必要な科学的調査及び研究を行うこと。

三　感染症その他の特定疾病の検定検査に必要な基準、検定検査手法の精度管理及び生物学的製剤の品質保証に関する国際的な調整を行うこと（国際協力室の所掌に属するものを除く。）。

第五百九十九条の二を削る。

第六百六十七条中「療育支援課　医務課」を「地域移行推進課　療育支援課」に改める。

第六百六十九条第一号中「こと」の下に「（地域移行推進課の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第六百七十条及び第六百七十一条を次のように改める。

（地域移行推進課の所掌事務）

第六百七十条　地域移行推進課は、国立福祉型障害児入所施設の所掌事務のうち、障害児等の地域における生活に移行するための支援に関することをつかさどる。

（療育支援課の所掌事務）

第六百七十一条　療育支援課は、国立福祉型障害児入所施設の所掌事務のうち、次に掲げるものをつかさどる。

一　障害児等の生活指導、作業指導その他保護及び指導に関すること。

二　障害児等の治療教育及び保健衛生に関すること。

第七百六条の二第二項中「医療課」の下に「、調査課」を加える。

第七百七条第二号の次に次の二号を加える。

二の二　再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号。以下「再生医療等安全性確保法」という。）附則第七条第二項の規定による再生医療等委員会の認定に関すること。

二の三　再生医療等安全性確保法附則第八条第二項の規定による特定細胞加工物の製造の許可及び同条第五項の規定による特定細胞加工物の製造の届出に関すること。

第七百九条中「医療課」を「医療課調査課」に改める。

第七百十条の三第十号を削る。

第七百十条の四の次に次の一条を加える。

（調査課の所掌事務）

第七百十条の四の二　調査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に関する調査、情報の管理及び分析並びにその結果の提供に関すること。

二　地方厚生局の所掌事務（健康福祉部、麻薬取締部、総務課、企画調整課、年金指導課、年金調整課及び年金管理課の所掌に属するものを除く。）に関する訴訟に関する事務の調整に関すること。

三　次に掲げる事務（医療課の所掌に属するものを除く。）のうち、地方厚生局長が必要があると認めた特定事項に関すること。

イ　健康保険事業、船員保険事業、国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度に係る療養に関する監督（地方厚生局長の権限に属するものに限る。）を行うこと。

ロ　保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に対する監督を行うこと。

第七百十条の十第一項第一号ヘ中「二人」の下に「（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）」を加え、同号トからリまでの規定中「一人」の下に「（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）」を加え、同項第二号ヘ中「二人」の下に「（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）」を加え、同号チ中「二人」の下に「（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）」を加え、同号リ中「一人」の下に「（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）」を加え、同項第三号ホ及びト中「二人」の下に「（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）」を加え、同号チ中「二人」の下に「（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）」を加え、同号リ中「一人」の下に「（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）」を加え、同項第四号ホ及びト中「一人」の下に「（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）」を加え、同号チ中「二人」の下に「（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）」を加え、同号リ中「一人」の下に「（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）」を加える。

第七百十一条中「健康福祉課指導養成課」を「健康福祉課」に改める。

第七百十二条第一号の次に次の四号を加える。

一の二　救急救命士養成所の指定及び監督に関すること。

一の三　診療放射線技師養成所、臨床検査技師養成所、理学療法士養成施設、作業療法士養成施設、視能訓練士養成所、臨床工学技士養成所、義肢装具士養成所、言語聴覚士養成所、あん摩マッサージ指圧師養成施設、はり師養成施設、きゅう師養成施設及び柔道整復師養成施設の指定又は認定及び監督に関すること。

一の四　歯科衛生士養成所及び歯科技工士養成所の指定及び監督に関すること。

一の五　保健師養成所、助産師養成所及び看護師養成所の指定及び監督に関すること。

第七百十二条第三号の次に次の二号を加える。

三の二　栄養士養成施設、管理栄養士養成施設及び調理師養成施設の指定及び監督に関すること。

三の三　調理師養成施設の入学及び調理師の試験に関する学力の認定に関すること。

第七百十二条第五号の次に次の二号を加える。

五の二　理容師養成施設及び美容師養成施設の指定及び監督に関すること。

五の三　理容師養成施設及び美容師養成施設の入学に関する学力の認定に関すること。

第七百十二条第八号の次に次の八号を加える。

八の二　製菓衛生師法第五条第一号の規定による指定及び当該指定を受けた製菓衛生師養成施設の監督に関すること。

八の三　食品衛生法第四十八条第六項第三号の規定による登録及び当該登録を受けた食品衛生管理者の養成施設の監督に関すること。

八の四　食品衛生法第四十八条第六項第四号の規定による登録に関すること。

八の五　食品衛生法施行令第九条第一項第一号の規定による登録に関すること。

八の六　食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第十二条第五項第三号の規定による登録及び当該登録を受けた食鳥処理衛生管理者の養成施設の監督に関すること。

八の七　食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第十三条第五項第四号の規定による登録に関すること。

八の八　食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則第六条第九号の規定による認定に関すること。

八の九　児童福祉法第十三条第二項第一号並びに児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第二十八条第一号、第四十三条第一号及び第八十二条第三号の規定による指定並びに児童福祉法施行規則第六条の八第二項及び第三項並びに同条第四項において準用する児童福祉法施行令第五条第三項から第七項まで（第六項を除く。）の規定による監督に関すること。

第七百十二条第十二号の次に次の一号を加える。

十二の二　児童福祉法第十八条の六第一号に規定する指定保育士養成施設の指定及び監督に関すること。

第七百十二条第二十二号の次に次の七号を加える。

二十二の二　社会福祉士及び介護福祉士法第七条第二号に規定する社会福祉士短期養成施設等及び同条第三号に規定する社会福祉士一般養成施設等の指定及び監督に関すること。

二十二の三　社会福祉士及び介護福祉士法第三十九条第一号から第三号までの規定による指定及び当該指定を受けた養成施設の監督に関すること。

二十二の四　社会福祉士及び介護福祉士法第四十条第二項第一号及び附則第二条第一項の規定による指定並びに当該指定を受けた高等学校等の監督に関すること。

二十二の五　社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第二十二条第四項の規定による届出及び第二十三条の二第四項の規定による報告書の受理に関すること。

二十二の六　社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第十二条、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第十三条及び社会福祉に関する科目を定める省令第十条の規定による名簿の受理に関すること。

二十二の七　社会福祉に関する科目を定める省令第五条の規定による確認に関すること。

二十二の八　社会福祉法第十九条第一項第二号及び第四号の規定による指定並びに当該指定を受けた養成機関及び講習会の課程の監督に関すること。

第七百十二条第二十四号の次に次の二号を加える。

二十四の二　身体障害者福祉法第十二条第五号の規定による指定に関すること。

二十四の三　知的障害者福祉法第十四条第五号の規定による指定に関すること。

第七百十二条第二十五号の次に次の一号を加える。

二十五の二　精神保健福祉士法第七条第二号に規定する精神保健福祉士短期養成施設等及び同条第三号に規定する精神保健福祉士一般養成施設等の指定及び監督に関すること。

第七百十三条を次のように改める。

第七百十三条　削除

第七百十四条第二号の次に次の二号を加える。

二の二　再生医療等安全性確保法附則第七条第二項の規定による再生医療等委員会の認定に関すること。

二の三　再生医療等安全性確保法附則第八条第二項の規定による特定細胞加工物の製造の許可及び同条第五項の規定による特定細胞加工物の製造の届出に関すること。

第七百二十八条第二項第二号中「関東信越厚生局」の下に「、東海北陸厚生局」を加え、同項第三号を次のように改める。

三　九州厚生局　次に掲げるもの

イ　情報官二人

ロ　指定薬物対策官一人

第七百二十八条第二項第四号を削る。

第七百三十四条の三の次に次の一条を加える。

（サイバー犯罪対策官）

第七百三十四条の四　関東信越厚生局の捜査企画情報課にサイバー犯罪対策官一人を置く。

2　サイバー犯罪対策官は、命を受けて、第七百二十九条の二第一項第二号及び第三号に規定する事務のうち、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを利用して行われるものに関する事務を行う。

第七百三十八条中「から第四号まで」を「、第二号、第三号、第四号」に改める。

第七百三十九条の三第二項中「医療課」の下に「、調査課」を加える。

第七百四十条中「医療課」を「医療課、調査課」に改める。

第七百四十五条の二第九号を削る。

第七百四十五条の四を第七百四十五条の五とし、第七百四十五条の三の次に次の一条を加える。

（調査課の所掌事務）

第七百四十五条の四　調査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に関する調査、情報の管理及び分析並びにその結果の提供に関すること。

二　支局の所掌事務（麻薬取締部、総務課、企画調整課、年金管理課、健康福祉課及び保険年金課の所掌に属するものを除く。）に関する訴訟に関する事務の調整に関すること。

三　次に掲げる事務（医療課の所掌に属するものを除く。）のうち、四国厚生支局長が必要があると認めた特定事項に関すること。

イ　健康保険事業、船員保険事業、国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度に係る療養に関する監督（四国厚生支局長の権限に属するものに限る。）を行うこと。

ロ　保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に対する監督を行うこと。

第七百六十四条第二項中「東京労働局」の下に「及び大阪労働局」を加える。

第七百八十五条中「需給調整事業課（）の下に「、北海道労働局、埼玉労働局、千葉労働局」を加え、「求職者支援課」を「地方訓練受講者支援課」に、「求職者支援室」を「地方訓練受講者支援室」に改める。

第七百八十六条第一項第三号中「職業対策課」の下に「及び地方訓練受講者支援課並びに地方訓練受講者支援室」を加え、同項第九号中「（昭和四十九年法律第百十六号）」を削り、同条第三項中「神奈川労働局」の前に「北海道労働局、埼玉労働局、千葉労働局」を加える。

第七百八十八条の三を次のように改める。

（地方訓練受講者支援課の所掌事務）

第七百八十八条の三　地方訓練受講者支援課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　訓練受講者の職業紹介及び職業指導に関すること。

二　訓練受講者の職業の安定に関する政策の企画及び立案に関すること。

三　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第四条第二項に規定する認定職業訓練に関すること。

第七百八十八条の四（見出しを含む。）中「求職者支援室」を「地方訓練受講者支援室」に改める。

第八百一条中「国立ハンセン病療養所に置く看護師養成所」を「国立ハンセン病療養所に置く看護師養成所」に改める。

別表第五徳島の款阿南の項を次のように改める。

阿南	阿南市	阿南市、那賀郡、海部郡
（牟岐）	（海部郡牟岐町）	

別表第五徳島の款牟岐の項を削る。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

（申請、処分等に関する経過措置）

2　この省令の施行前に公共職業安定所若しくはその長に対して行われた求人若しくは求職の申込み、申請、届出、請求等又は公共職業安定所若しくはその長が行った処分等は、この省令による改正後の厚生労働省組織規則の規定により当該事務を取り扱うこととされた公共職業安定所若しくはその長に対して行われ、又はその公共職業安定所若しくはその長が行ったものとみなす。

厚生労働省令第三十九号

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十三号）の施行に伴い、並びに医療法（昭和二十三年法律第二百五号）、第三十条の十二第一項第八号、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）、第三十八条第二項、第三十条第一項及び第二項第七号、第三十三条、第三十四条第一項、第三十八条第四項並びに第四十八条第一項並びに独立行政法人地域医療機能推進機構法（平成十七年法律第七十一号）第十三条第三項、第十五条第一項及び第十八条第一項並びに独立行政法人地域医療機能推進機構法施行令（平成十七年政令第二百七十九号）第一条第二項、第五条及び第十九条の規定に基づき、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令及び医療法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

厚生労働大臣　田村憲久

厚生労働省組織規則の一部を改正する省令　新旧対照条文

○厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（医師確保等地域医療対策室） 第十三条の二　指導課に、医師確保等地域医療対策室を置く。 2・3　（略） （削る）	（医師確保等地域医療対策室及び医療関連サービス室） 第十三条の二　指導課に、医師確保等地域医療対策室及び医療関連サービス室を置く。 2・3　（略） 4　医療関連サービス室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　病院、診療所及び助産所の経営管理の改善に関する事業（国及び地方公共団体以外の者が行うものに限る。）の指導に関すること。 二　病院、診療所及び助産所における業務委託（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第十五条の二の規定により行われる業務の委託をいう。）に関すること。 三　臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第二十条の三第一項に規定する衛生検査所に関すること。 5　医療関連サービス室に、室長を置く。
（削る）	（国立病院機構管理室並びに政策医療推進官及び調査官）
（国立病院機構管理室及び地域医療機能推進機構管理室並びに政策医療推進官及び調査官） 第十八条　国立病院課に、国立病院機構管理室及び地域医療機能推進機構管理室並びに政策医療推進官（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）及び調査官それぞれ一人を置く。	第十八条　国立病院課に、国立病院機構管理室並びに政策医療推進官（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）及び調査官それぞれ一人を置く。

2・3　（略）

4　地域医療機能推進機構管理室は、独立行政法人地域医療機能推進機構の組織及び運営一般に関する事務をつかさどる。

5　地域医療機能推進機構管理室に、室長を置く。

6・7　（略）

（産業保健支援室及び電離放射線労働者健康対策室）

第三十五条　労働衛生課に、産業保健支援室及び電離放射線労働者健康対策室を置く。

2　産業保健支援室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　労働安全衛生法に規定する衛生管理者及び産業医に関すること。

二　労働安全衛生法に規定する健康診断及び健康管理手帳に関すること。

三　前二号に掲げるもののほか、労働者の健康の保持増進を図るため事業者が講ずる必要な措置（労働安全衛生法に規定する作業環境測定に関するものを除く。）に関する支援に関すること。

3　産業保健支援室に、室長を置く。

4・5　（略）

（削る）

（訓練受講者支援室及び公共職業安定所運営企画室並びに中央職業指導官及び首席職業指導官並びに中央職業安定監察官及び主任中央職業安定監察官）

2・3　（略）

4・5　（略）

（電離放射線労働者健康対策室及び調査官）

第三十五条　労働衛生課に、電離放射線労働者健康対策室及び調査官一人を置く。

（新設）

（新設）

2・3　（略）

4　調査官は、命を受けて、労働衛生課の所掌事務のうち、労働者の精神的健康の保持増進に関する特定事項（自殺の予防に係るものを含む。）の調査、企画及び立案並びに調整に当たる。

（公共職業安定所運営企画室並びに中央職業指導官及び首席職業指導官並びに中央職業安定監察官及び主任中央職業安定監察官）

第四十一条　総務課に、訓練受講者支援室及び公共職業安定所運営企画室並びに中央職業指導官五人及び首席職業指導官一人並びに中央職業安定監察官八人及び主任中央職業安定監察官一人を置く。

2　訓練受講者支援室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　政府が行う公共職業訓練の受講者及び修了者、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）第二条に規定する特定求職者並びに教育訓練（雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十条の二の規定により厚生労働大臣が指定する教育訓練をいう。）の受講者及び修了者（次号及び第七百八十八条の三において「訓練受講者」という。）の職業紹介及び職業指導に関すること（労働市場センター業務室の所掌に属するものを除く。）。

二　訓練受講者の職業の安定に関する政策の企画及び立案に関すること。

三　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第七条の規定による職業訓練受講給付金に関すること。

3　訓練受講者支援室に、室長を置く。

4～9　（略）

（産業雇用政策企画官及び雇用復興企画官）

第四十二条　雇用政策課に、産業雇用政策企画官及び雇用復興企画官それぞれ一人を置く。

2・3　（略）

第四十一条　総務課に、公共職業安定所運営企画室並びに中央職業指導官五人及び首席職業指導官一人並びに中央職業安定監察官八人及び主任中央職業安定監察官一人を置く。

（新設）

（新設）

2～7　（略）

（産業雇用政策企画官及び雇用復興企画官）

第四十一条の二　雇用政策課に、産業雇用政策企画官及び雇用復興企画官それぞれ一人を置く。

2・3　（略）

（地域雇用対策室、農山村雇用対策室及び建設・港湾対策室）

（削る）

（民間人材サービス推進室、若年者雇用対策室及び就労支援室並びに雇用支援企画官）

第四十四条　企画課に、民間人材サービス推進室、若年者雇用対策室及び就労支援室並びに雇用支援企画官一人を置く。

第四十二条　雇用開発課に、地域雇用対策室、農山村雇用対策室及び建設・港湾対策室を置く。

2　地域雇用対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第二十三号）第二条第一項に規定する地域雇用開発に関すること（職業能力開発局及び雇用政策課の所掌に属するものを除く。）。

二　地域における雇用機会の確保に関すること（農山村雇用対策室の所掌に属するものを除く。）。

三　季節的に雇用される労働者の雇用に関する援助措置に関すること。

3　地域雇用対策室に、室長を置く。

4　農山村雇用対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　農山村における雇用機会の確保に関すること。

二　林業労働者の雇用管理の改善に関すること。

5　農山村雇用対策室に、室長を置く。

6　建設・港湾対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　建設労働者及び港湾労働者の雇用の改善に関すること。

二　港湾労働者の募集及び港湾運送の業務について行う労働者派遣事業に関すること。

7　建設・港湾対策室に、室長を置く。

（若年者雇用対策室、就労支援室及び求職者支援室並びに雇用支援企画官）

第四十四条　企画課に、若年者雇用対策室、就労支援室及び求職者支援室並びに雇用支援企画官一人を置く。

2 民間人材サービス推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 政府以外の者の行う労働力の需要供給の調整を図るための事業の活用に関する政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二 政府以外の者の行う労働力の需要供給の調整を図るための事業の発達、改善及び調整に関すること。

3 民間人材サービス推進室に、室長を置く。

4 若年者雇用対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～四 （略）

5～7 （略）

（削る）

8 （略）

（地域雇用対策室、労働移動支援室、農山村雇用対策室及び建設・港湾対策室）

第四十七条 雇用開発企画課に、地域雇用対策室、労働移動支援室、農山村雇用対策室及び建設・港湾対策室を置く。

2 地域雇用対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第二十三号）第二条第一項に規定する地域雇用開発に関すること（職業能力開発局及び雇用政策課の所掌に属するものを除く。）。

二 地域における雇用機会の確保に関すること（農山村雇用対策室の

（新設）

2 若年者雇用対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～四 （略）

3～5 （略）

6 求職者支援室は、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）第二条に規定する特定求職者の職業の安定に関する政策の企画及び立案並びに同法第七条の規定による職業訓練受講給付金に関する事務をつかさどる。

7 求職者支援室に、室長を置く。

8 （略）

（高齢者雇用事業室）

第四十七条 高齢者雇用対策課に、高齢者雇用事業室を置く。

2 高齢者雇用事業室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 高年齢者の雇用の確保及び就業の機会の確保に関すること。

二 高年齢者等の再就職の促進に関すること（政府が行う職業紹介及び職業指導に関することを除く。）。

三 厚生労働省組織令第八条第三項第三号に掲げる事務のうち高年齢者等の職業の安定に関すること。

所掌に属するものを除く。）。

三　季節的に雇用される労働者の雇用に関する援助措置に関すること。

3　地域雇用対策室に、室長を置く。

4　労働移動支援室は、労働移動に関する政策の企画及び立案に関する事務をつかさどる。

5　労働移動支援室に、室長を置く。

6　農山村雇用対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　農山村における雇用機会の確保に関すること。

二　林業労働者の雇用管理の改善に関すること。

7　農山村雇用対策室に、室長を置く。

8　建設・港湾対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　建設労働者及び港湾労働者の雇用の改善に関すること。

二　港湾労働者の募集及び港湾運送の業務について行う労働者派遣事業に関すること。

9　建設・港湾対策室に、室長を置く。

（国立感染症研究所に置く部等）

第五百七十七条　国立感染症研究所に、次の十五部及び三室並びに感染症疫学センター、エイズ研究センター、病原体ゲノム解析研究センター及びインフルエンザウイルス研究センターを置く。

（略）

血液・安全性研究部

品質保証・管理部

（略）

3　高齢者雇用事業室に、室長を置く。

（国立感染症研究所に置く部等）

第五百七十七条　国立感染症研究所に、次の十四部及び五室並びに感染症疫学センター、エイズ研究センター、病原体ゲノム解析研究センター及びインフルエンザウイルス研究センターを置く。

（略）

血液・安全性研究部

（新設）

（略）

（削る）

動物管理室

（削る）

（品質保証・管理部の所掌事務）

第五百九十六条　品質保証・管理部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　放射線の安全管理及び放射性同位元素を用いた生物学的調査及び研究の方法の開発及び改良のための調査及び研究を行うこと。

二　感染症その他の特定疾病の予防、治療及び診断に関する生物学的製剤並びに抗菌性物質製剤の生物学的検査及び検定における成績の総合評価、これらの医薬品の生物学的検査及び検定に必要な標準品の管理及び評価並びにこれらに必要な科学的調査及び研究を行うこと。

三　感染症その他の特定疾病の検定検査に必要な基準、検定検査手法の精度管理及び生物学的製剤の品質保証に関する国際的な調整を行うこと（国際協力室の所掌に属するものを除く。）。

第五百九十七条・第五百九十八条　（略）

（削る）

放射能管理室

動物管理室

検定検査品質保証室

（新設）

第五百九十六条・第五百九十七条　（略）

（放射能管理室の所掌事務）

第五百九十八条　放射能管理室は、国立感染症研究所の所掌事務のうち、放射線の安全管理及び放射性同位元素を用いた生物学的調査及び研究の方法の開発及び改良のための調査及び研究を行うことをつかさどる。

（削る）

（国立福祉型障害児入所施設に置く課）

第六百六十七条　国立福祉型障害児入所施設に、次の四課を置く。

（略）

地域移行推進課

療育支援課

（地域支援課の所掌事務）

第六百六十九条　地域支援課は、国立福祉型障害児入所施設の所掌事務のうち、次に掲げるものをつかさどる。

一　障害児等の入退所に関すること（地域移行推進課の所掌に属するものを除く。）。

二～六　（略）

（地域移行推進課の所掌事務）

（検定検査品質保証室）

第五百九十九条の二　検定検査品質保証室は、感染症その他の特定疾病に関し、次に掲げる事務をつかさどる。

一　予防、治療及び診断に関する生物学的製剤並びに抗菌性物質製剤の生物学的検査及び検定における成績の総合評価、これらの医薬品の生物学的検査及び検定に必要な標準品の管理及び評価並びにこれらに必要な科学的調査及び研究を行うこと。

二　検定検査に必要な基準、検定検査手法の精度管理及び生物学的製剤の品質保証に関する国際的な調整を行うこと（国際協力室の所掌に属するものを除く。）。

（国立福祉型障害児入所施設に置く課）

第六百六十七条　国立福祉型障害児入所施設に、次の四課を置く。

（略）

療育支援課

医務課

（地域支援課の所掌事務）

第六百六十九条　地域支援課は、国立福祉型障害児入所施設の所掌事務のうち、次に掲げるものをつかさどる。

一　障害児等の入退所に関すること。

二～六　（略）

（療育支援課の所掌事務）

第六百七十条　地域移行推進課は、国立福祉型障害児入所施設の所掌事務のうち、障害児等の地域における生活に移行するための支援に関することをつかさどる。

（療育支援課の所掌事務）

第六百七十一条　療育支援課は、国立福祉型障害児入所施設の所掌事務のうち、次に掲げるものをつかさどる。

一　障害児等の生活指導、作業指導その他保護及び指導に関すること。

二　障害児等の治療教育及び保健衛生に関すること。

（指導総括管理官）

第七百六条の二　地方厚生局に、それぞれ指導総括管理官一人（関東信越厚生局にあっては、二人）を置く。

2　指導総括管理官は、命を受けて、地方厚生局の所掌事務（管理課、医療課、調査課、福祉指導課、指導監査課及び分室（第七百三十五条の二に規定するものに限る。）の所掌に属するものに限る。）に関する重要事項の企画及び立案並びに調整に当たる。

（健康福祉部の所掌事務）

第七百七条　健康福祉部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

二の二　再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号。以下「再生医療等安全性確保法」という。）附則第七条第二項の規定による再生医療等委員会の認定に関すること。

第六百七十条　療育支援課は、国立福祉型障害児入所施設の所掌事務のうち、障害児等の生活指導、作業指導その他保護及び指導に関することをつかさどる。

（医務課の所掌事務）

第六百七十一条　医務課は、国立福祉型障害児入所施設の所掌事務のうち、障害児等の治療教育、診療及び保健衛生に関することをつかさどる。

（指導総括管理官）

第七百六条の二　地方厚生局に、それぞれ指導総括管理官一人（関東信越厚生局にあっては、二人）を置く。

2　指導総括管理官は、命を受けて、地方厚生局の所掌事務（管理課、医療課、福祉指導課、指導監査課及び分室（第七百三十五条の二に規定するものに限る。）の所掌に属するものに限る。）に関する重要事項の企画及び立案並びに調整に当たる。

（健康福祉部の所掌事務）

第七百七条　健康福祉部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

（新設）

二の三　再生医療等安全性確保法附則第八条第二項の規定による特定細胞加工物の製造の許可及び同条第五項の規定による特定細胞加工物の製造の届出に関すること。

三～八十三　（略）

（地方厚生局に置く課）

第七百九条　地方厚生局に、健康福祉部及び麻薬取締部に置くもののほか、次に掲げる課を置く。

（略）

医療課

調査課

（略）

（管理課の所掌事務）

第七百十条の三　管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～九　（略）

（削る）

（調査課の所掌事務）

第七百十条の四の二　調査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に関する調査、情報の管理及び分析並びにその結果の提供に関すること。

（新設）

三～八十三　（略）

（地方厚生局に置く課）

第七百九条　地方厚生局に、健康福祉部及び麻薬取締部に置くもののほか、次に掲げる課を置く。

（略）

医療課

（新設）

（略）

（管理課の所掌事務）

第七百十条の三　管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～九　（略）

十　保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に関する情報の管理に関すること。

（新設）

二　地方厚生局の所掌事務（健康福祉部、麻薬取締部、総務課、企画調整課、年金指導課、年金調整課及び年金管理課の所掌に属するものを除く。）に関する訴訟に関する事務の調整に関すること。

三　次に掲げる事務（医療課の所掌に属するものを除く。）のうち、地方厚生局長が必要があると認めた特定事項に関すること。

イ　健康保険事業、船員保険事業、国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度に係る療養に関する監督（地方厚生局長の権限に属するものに限る。）を行うこと。

ロ　保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に対する監督を行うこと。

（上席社会福祉監査官及び社会福祉監査官、障害福祉サービス業務検査官、自立支援指導官、上席介護保険指導官及び介護保険指導官、上席介護サービス指導官及び介護サービス指導官並びに介護サービス業務検査官）

第七百十条の十　福祉指導課に、次の各号に掲げる地方厚生局の区分に応じ、当該各号に定めるものを置く。

一　北海道厚生局及び中国四国厚生局　次に掲げるもの

イ～ホ　（略）

ヘ　介護保険指導官二人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）

ト　上席介護サービス指導官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）

チ　介護サービス指導官一人（関係のある他の職を占める者をもっ

（上席社会福祉監査官及び社会福祉監査官、障害福祉サービス業務検査官、自立支援指導官、上席介護保険指導官及び介護保険指導官、上席介護サービス指導官及び介護サービス指導官並びに介護サービス業務検査官）

第七百十条の十　福祉指導課に、次の各号に掲げる地方厚生局の区分に応じ、当該各号に定めるものを置く。

一　北海道厚生局及び中国四国厚生局　次に掲げるもの

イ～ホ　（略）

ヘ　介護保険指導官二人

ト　上席介護サービス指導官一人

チ　介護サービス指導官一人

て充てられるものとする。）

リ　介護サービス業務検査官　一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）

二　東北厚生局及び東海北陸厚生局　次に掲げるもの

イ～ホ　（略）

ヘ　介護保険指導官二人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）

ト　（略）

チ　介護サービス指導官二人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）

リ　介護サービス業務検査官　一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）

三　関東信越厚生局　次に掲げるもの

イ～ニ　（略）

ホ　上席介護保険指導官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）

ヘ　（略）

ト　上席介護サービス指導官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）

チ　介護サービス指導官二人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）

リ　介護サービス業務検査官　一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）

四　近畿厚生局　次に掲げるもの

イ～ニ　（略）

リ　介護サービス業務検査官　一人

二　東北厚生局及び東海北陸厚生局　次に掲げるもの

イ～ホ　（略）

ヘ　介護保険指導官二人

ト　（略）

チ　介護サービス指導官二人

リ　介護サービス業務検査官　一人

三　関東信越厚生局　次に掲げるもの

イ～ニ　（略）

ホ　上席介護保険指導官一人

ヘ　（略）

ト　上席介護サービス指導官一人

チ　介護サービス指導官二人

リ　介護サービス業務検査官　一人

四　近畿厚生局　次に掲げるもの

イ～ニ　（略）

ホ　上席介護保険指導官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）

へ　（略）

ト　上席介護サービス指導官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）

チ　介護サービス指導官二人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）

リ　介護サービス業務検査官　一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）

五　九州厚生局　次に掲げるもの

イ～ニ　（略）

ホ　上席介護保険指導官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）

へ・ト　（略）

チ　介護サービス指導官二人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）

リ　介護サービス業務検査官　一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）

2～10　（略）

（健康福祉部に置く課等）

第七百十一条　健康福祉部に、次に掲げる課を置く。

健康福祉課

（削る）

（略）

ホ　上席介護保険指導官一人

へ　（略）

ト　上席介護サービス指導官一人

チ　介護サービス指導官二人

リ　介護サービス業務検査官　一人

五　九州厚生局　次に掲げるもの

イ～ニ　（略）

ホ　上席介護保険指導官一人

へ・ト　（略）

チ　介護サービス指導官二人

リ　介護サービス業務検査官　一人

2～10　（略）

（健康福祉部に置く課等）

第七百十一条　健康福祉部に、次に掲げる課を置く。

健康福祉課

指導養成課

（略）

（健康福祉課の所掌事務）	（健康福祉課の所掌事務）
第七百十二条　健康福祉課は、次に掲げる事務をつかさどる。	第七百十二条　健康福祉課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　（略）	一　（略）
一の二　救急救命士養成所の指定及び監督に関すること。	（新設）
一の三　診療放射線技師養成所、臨床検査技師養成所、理学療法士養成施設、作業療法士養成施設、視能訓練士養成所、臨床工学技士養成所、義肢装具士養成所、言語聴覚士養成所、あん摩マッサージ指圧師養成施設、はり師養成施設、きゅう師養成施設及び柔道整復師養成施設の指定又は認定及び監督に関すること。	（新設）
一の四　歯科衛生士養成所及び歯科技工士養成所の指定及び監督に関すること。	（新設）
一の五　保健師養成所、助産師養成所及び看護師養成所の指定及び監督に関すること。	（新設）
二・三　（略）	二・三　（略）
三の二　栄養士養成施設、管理栄養士養成施設及び調理師養成施設の指定及び監督に関すること。	（新設）
三の三　調理師養成施設の入学及び調理師の試験に関する学力の認定に関すること。	（新設）
四・五　（略）	四・五　（略）
五の二　理容師養成施設及び美容師養成施設の指定及び監督に関すること。	（新設）
五の三　理容師養成施設及び美容師養成施設の入学に関する学力の認定に関すること。	（新設）
六～八　（略）	六～八　（略）

八の二　製菓衛生師法第五条第一号の規定による指定及び当該指定を受けた製菓衛生師養成施設の監督に関すること。	（新設）
八の三　食品衛生法第四十八条第六項第三号の規定による登録及び当該登録を受けた食品衛生管理者の養成施設の監督に関すること。	（新設）
八の四　食品衛生法第四十八条第六項第四号の規定による登録に関すること。	（新設）
八の五　食品衛生法施行令第九条第一項第一号の規定による登録に関すること。	（新設）
八の六　食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第十二条第五項第三号の規定による登録及び当該登録を受けた食鳥処理衛生管理者の養成施設の監督に関すること。	（新設）
八の七　食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第十二条第五項第四号の規定による登録に関すること。	（新設）
八の八　食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則第六条第九号の規定による認定に関すること。	（新設）
八の九　児童福祉法第十三条第二項第一号並びに児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第二十八条第一号、第四十三条第一号及び第八十二条第三号の規定による指定並びに児童福祉法施行規則第六条の八第二項及び第三項並びに同条第四項において準用する児童福祉法施行令第五条第三項から第七項まで（第六項を除く。）の規定による監督に関すること。	（新設）
九～十二　（略）	九～十二　（略）
十二の二　児童福祉法第十八条の六第一号に規定する指定保育士養成施設の指定及び監督に関すること。	（新設）
十三～二十二　（略）	十三～二十二　（略）

二十二の二　社会福祉士及び介護福祉士法第七条第二号に規定する社会福祉士短期養成施設等及び同条第三号に規定する社会福祉士一般養成施設等の指定及び監督に関すること。	（新設）
二十二の三　社会福祉士及び介護福祉士法第三十九条第一号から第三号までの規定による指定及び当該指定を受けた養成施設の監督に関すること。	（新設）
二十二の四　社会福祉士及び介護福祉士法第四十条第二項第一号及び附則第二条第一項の規定による指定並びに当該指定を受けた高等学校等の監督に関すること。	（新設）
二十二の五　社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第二十二条第四項の規定による届出及び第二十三条の二第四項の規定による報告書の受理に関すること。	（新設）
二十二の六　社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第十二条、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第十三条及び社会福祉に関する科目を定める省令第十条の規定による名簿の受理に関すること。	（新設）
二十二の七　社会福祉に関する科目を定める省令第五条の規定による確認に関すること。	（新設）
二十二の八　社会福祉法第十九条第一項第二号及び第四号の規定による指定並びに当該指定を受けた養成機関及び講習会の課程の監督に関すること。	（新設）
二十三・二十四　（略）	二十三・二十四　（略）
二十四の二　身体障害者福祉法第十二条第五号の規定による指定に関すること。	（新設）
二十四の三　知的障害者福祉法第十四条第五号の規定による指定に関すること。	（新設）

二十五　（略）

二十五の二　精神保健福祉士法第七条第二号に規定する精神保健福祉士短期養成施設等及び同条第三号に規定する精神保健福祉士一般養成施設等の指定及び監督に関すること。

二十六～二十八　（略）

第七百十三条　削除

二十五　（略）

（新設）

二十六～二十八　（略）

（指導養成課の所掌事務）

第七百十三条　指導養成課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　救急救命士養成所の指定及び監督に関すること。

二　診療放射線技師養成所、臨床検査技師養成所、理学療法士養成施設、作業療法士養成施設、視能訓練士養成所、臨床工学技士養成所、義肢装具士養成所、言語聴覚士養成所、あん摩マッサージ指圧師養成施設、はり師養成施設、きゅう師養成施設及び柔道整復師養成施設の指定又は認定及び監督に関すること。

三　歯科衛生士養成所及び歯科技工士養成所の指定及び監督に関すること。

四　保健師養成所、助産師養成所及び看護師養成所の指定及び監督に関すること。

五　栄養士養成施設、管理栄養士養成施設及び調理師養成施設の指定及び監督に関すること。

六　調理師養成施設の入学及び調理師の試験に関する学力の認定に関すること。

七　理容師養成施設及び美容師養成施設の指定及び監督に関すること。

八　理容師養成施設及び美容師養成施設の入学に関する学力の認定に

関すること。

九　製菓衛生師法第五条第一号の規定による指定及び当該指定を受けた製菓衛生師養成施設の監督に関すること。

十　食品衛生法第四十八条第六項第三号の規定による登録及び当該登録を受けた食品衛生管理者の養成施設の監督に関すること。

十一　食品衛生法第四十八条第六項第四号の規定による登録に関すること。

十二　食品衛生法施行令第九条第一項第一号の規定による登録に関すること。

十三　食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第十二条第五項第三号の規定による登録及び当該登録を受けた食鳥処理衛生管理者の養成施設の監督に関すること。

十四　食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第十二条第五項第四号の規定による登録に関すること。

十五　食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則第六条第九号の規定による認定に関すること。

十六　児童福祉法第十三条第二項第一号並びに児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第二十八条第一号、第四十三条第一号及び第八十二条第三号の規定による指定並びに児童福祉法施行規則第六条の八第二項及び第三項並びに同条第四項において準用する児童福祉法施行令第五条第三項から第七項まで（第六項を除く。）の規定による監督に関すること。

十七　児童福祉法第十八条の六第一号に規定する指定保育士養成施設の指定及び監督に関すること。

十八　社会福祉士及び介護福祉士法第七条第二号に規定する社会福祉

士短期養成施設等及び同条第三号に規定する社会福祉士一般養成施設等の指定及び監督に関すること。

十九　社会福祉士及び介護福祉士法第三十九条第一号から第三号までの規定による指定及び当該指定を受けた養成施設の監督に関すること。

二十　社会福祉士及び介護福祉士法第四十条第二項第一号及び附則第二条第一項の規定による指定並びに当該指定を受けた高等学校等の監督に関すること。

二十一　社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第二十二条第四項の規定による届出及び第二十三条の二第四項の規定による報告書の受理に関すること。

二十二　社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第十二条、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第十三条及び社会福祉に関する科目を定める省令第十条の規定による名簿の受理に関すること。

二十三　社会福祉に関する科目を定める省令第五条の規定による確認に関すること。

二十四　社会福祉法第十九条第一項第二号及び第四号の規定による指定並びに当該指定を受けた養成機関及び講習会の課程の監督に関すること。

二十五　身体障害者福祉法第十二条第五号の規定による指定に関すること。

二十六　知的障害者福祉法第十四条第五号の規定による指定に関すること。

二十七　精神保健福祉士法第七条第二号に規定する精神保健福祉士短期養成施設等及び同条第三号に規定する精神保健福祉士一般養成施

（医事課の所掌事務）

第七百十四条　医事課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

二の二　再生医療等安全性確保法附則第七条第二項の規定による再生医療等委員会の認定に関すること。

二の三　再生医療等安全性確保法附則第八条第二項の規定による特定細胞加工物の製造の許可及び同条第五項の規定による特定細胞加工物の製造の届出に関すること。

三～十八　（略）

（麻薬取締部に置く課等）

第七百二十八条　麻薬取締部に、次に掲げる課を置く。

（略）

2　前項に掲げる課のほか、次の各号に掲げる地方厚生局の区分に応じ、当該各号に定めるものを置く。

一　（略）

二　関東信越厚生局、東海北陸厚生局及び近畿厚生局　次に掲げるもの

イ・ロ　（略）

三　九州厚生局　次に掲げるもの

イ　情報官二人

ロ　指定薬物対策官一人

（削る）

設等の指定及び監督に関すること。

（医事課の所掌事務）

第七百十四条　医事課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

（新設）

（新設）

三～十八　（略）

（麻薬取締部に置く課等）

第七百二十八条　麻薬取締部に、次に掲げる課を置く。

（略）

2　前項に掲げる課のほか、次の各号に掲げる地方厚生局の区分に応じ、当該各号に定めるものを置く。

一　（略）

二　関東信越厚生局及び近畿厚生局　次に掲げるもの

イ・ロ　（略）

三　東海北陸厚生局　情報官一人

四　九州厚生局　情報官二人

（サイバー犯罪対策官）

第七百三十四条の四　関東信越厚生局の捜査企画情報課にサイバー犯罪対策官一人を置く。

2　サイバー犯罪対策官は、命を受けて、第七百二十九条の二第一項第二号及び第三号に規定する事務のうち、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを利用して行われるものに関する事務を行う。

（四国厚生支局の所掌事務）

第七百三十八条　四国厚生支局（以下「支局」という。）は、中国四国厚生局の所掌事務（第七百七条第一号、第二号、第三号、第四号、第八号から第十一号まで、第十三号、第十四号、第十七号から第二十号まで、第二十九号から第三十一号まで、第三十五号、第三十八号から第四十号まで、第四十三号、第四十七号、第四十八号、第五十六号（生活保護法第五十条第一項に規定する指定医療機関の監督に関することに限る。）、第五十八号から第六十五号まで、第六十八号、第六十九号、第七十一号、第七十七号から第八十二号まで及び第八十三号（医事課の所掌に属するものを除く。）、第七百十条の二第三号から第五号まで、第七百十条の二の四並びに第七百十条の三第二号及び第四号から第八号までに掲げるもののほか、次に掲げるものに限る。）のうち、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の区域に係るもの　を分掌する。

一～五　（略）

（支局の指導総括管理官）

（新設）

（四国厚生支局の所掌事務）

第七百三十八条　四国厚生支局（以下「支局」という。）は、中国四国厚生局の所掌事務（第七百七条第一号から第四号まで、第八号から第十一号まで、第十三号、第十四号、第十七号から第二十号まで、第二十九号から第三十一号まで、第三十五号、第三十八号から第四十号まで、第四十三号、第四十七号、第四十八号、第五十六号（生活保護法第五十条第一項に規定する指定医療機関の監督に関することに限る。）、第五十八号から第六十五号まで、第六十八号、第六十九号、第七十一号、第七十七号から第八十二号まで及び第八十三号（医事課の所掌に属するものを除く。）、第七百十条の二第三号から第五号まで、第七百十条の二の四並びに第七百十条の三第二号及び第四号から第八号までに掲げるもののほか、次に掲げるものに限る。）のうち、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の区域に係るものを分掌する。

一～五　（略）

（支局の指導総括管理官）

第七百三十九条の三　支局に、指導総括管理官一人を置く。

2　指導総括管理官は、命を受けて、支局の所掌事務（管理課、医療課、調査課、指導監査課及び分室（第七百五十一条の二に規定するものに限る。）の所掌に属するものに限る。）に関する重要事項の企画及び立案並びに調整に当たる。

（支局に置く課）

第七百四十条　支局に、麻薬取締部に置くもののほか、次に掲げる課を置く。

（略）

医療課

調査課

（略）

（管理課の所掌事務）

第七百四十五条の二　管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～八　（略）

（削る）

（調査課の所掌事務）

第七百四十五条の四　調査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に関する調査、情報の管理及

第七百三十九条の三　支局に、指導総括管理官一人を置く。

2　指導総括管理官は、命を受けて、支局の所掌事務（管理課、医療課、指導監査課及び分室（第七百五十一条の二に規定するものに限る。）の所掌に属するものに限る。）に関する重要事項の企画及び立案並びに調整に当たる。

（支局に置く課）

第七百四十条　支局に、麻薬取締部に置くもののほか、次に掲げる課を置く。

（略）

医療課

（新設）

（略）

（管理課の所掌事務）

第七百四十五条の二　管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～八　（略）

九　保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に関する情報の管理に関すること。

（新設）

び分析並びにその結果の提供に関すること。

二　支局の所掌事務（麻薬取締部、総務課、企画調整課、年金管理課、健康福祉課及び保険年金課の所掌に属するものを除く。）に関する訴訟に関する事務の調整に関すること。

三　次に掲げる事務（医療課の所掌に属するものを除く。）のうち、四国厚生支局長が必要があると認めた特定事項に関すること。

イ　健康保険事業、船員保険事業、国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度に係る療養に関する監督（四国厚生支局長の権限に属するものに限る。）を行うこと。

ロ　保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に対する監督を行うこと。

第七百四十五条の五　（略）

（総務部に置く課等）

第七百六十四条　総務部に、次に掲げる課及び室を置く。

総務課

会計課（東京労働局及び大阪労働局に限る。）

企画室

労働保険徴収課（北海道労働局、宮城労働局、埼玉労働局、千葉労働局、神奈川労働局、新潟労働局、静岡労働局、愛知労働局、京都労働局、大阪労働局、兵庫労働局、広島労働局及び福岡労働局に限る。）

労働保険適用・事務組合課（愛知労働局及び大阪労働局に限る。）

第七百四十五条の四　（略）

（総務部に置く課等）

第七百六十四条　総務部に、次に掲げる課及び室を置く。

総務課

会計課（東京労働局及び大阪労働局に限る。）

企画室

労働保険徴収課（北海道労働局、宮城労働局、埼玉労働局、千葉労働局、神奈川労働局、新潟労働局、静岡労働局、愛知労働局、京都労働局、大阪労働局、兵庫労働局、広島労働局及び福岡労働局に限る。）

労働保険適用・事務組合課（愛知労働局及び大阪労働局に限る。）

労働保険徴収室（北海道労働局、宮城労働局、埼玉労働局、千葉労働局、東京労働局、神奈川労働局、新潟労働局、静岡労働局、愛知労働局、京都労働局、大阪労働局、兵庫労働局、広島労働局及び福岡労働局を除く。）

2　前項に掲げる課及び室のほか、東京労働局及び大阪労働局の総務部に、総務調整官一人を置く。

（職業安定部に置く課等）

第七百八十五条　職業安定部に、次に掲げる課及び室を置く。

職業安定課

雇用保険課（東京労働局及び大阪労働局に限る。）

職業対策課

需給調整事業課（北海道労働局、埼玉労働局、千葉労働局、神奈川労働局、静岡労働局、京都労働局、兵庫労働局、広島労働局及び福岡労働局に限る。）

地方訓練受講者支援課（東京労働局及び大阪労働局に限る。）

地方訓練受講者支援室（東京労働局及び大阪労働局を除く。）

（職業安定課の所掌事務）

第七百八十六条　職業安定課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

三　政府が行う職業紹介及び職業指導に関すること（職業対策課及び地方訓練受講者支援課並びに地方訓練受講者支援室の所掌に属するものを除く。）。

四～八　（略）

労働保険徴収室（北海道労働局、宮城労働局、埼玉労働局、千葉労働局、東京労働局、神奈川労働局、新潟労働局、静岡労働局、愛知労働局、京都労働局、大阪労働局、兵庫労働局、広島労働局及び福岡労働局を除く。）

2　前項に掲げる課及び室のほか、東京労働局の総務部に、総務調整官一人を置く。

（職業安定部に置く課等）

第七百八十五条　職業安定部に、次に掲げる課及び室を置く。

職業安定課

雇用保険課（東京労働局及び大阪労働局に限る。）

職業対策課

需給調整事業課（神奈川労働局、静岡労働局、京都労働局、兵庫労働局、広島労働局及び福岡労働局に限る。）

求職者支援課（東京労働局及び大阪労働局に限る。）

求職者支援室（東京労働局及び大阪労働局を除く。）

（職業安定課の所掌事務）

第七百八十六条　職業安定課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

三　政府が行う職業紹介及び職業指導に関すること（職業対策課の所掌に属するものを除く。）。

四～八　（略）

九　雇用保険法の規定に基づく徴収金の徴収及び経理に関すること。

十～十三　（略）

2　（略）

3　北海道労働局、埼玉労働局、千葉労働局、神奈川労働局、静岡労働局、京都労働局、兵庫労働局、広島労働局及び福岡労働局の職業安定部の職業安定課は、第一項の規定にかかわらず、同項第一号から第三号まで及び第八号から第十三号までに掲げる事務並びに職業安定法第三十三条の二に規定する無料職業紹介事業に関する事務をつかさどる。

（地方訓練受講者支援課の所掌事務）

第七百八十八条の三　地方訓練受講者支援課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　訓練受講者の職業紹介及び職業指導に関すること。

二　訓練受講者の職業の安定に関する政策の企画及び立案に関すること。

三　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第四条第二項に規定する認定職業訓練に関すること。

（地方訓練受講者支援室の所掌事務）

第七百八十八条の四　地方訓練受講者支援室は、前条に規定する事務をつかさどる。

（施設等機関の職）

九　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）の規定に基づく徴収金の徴収及び経理に関すること。

十～十三　（略）

2　（略）

3　神奈川労働局、静岡労働局、京都労働局、兵庫労働局、広島労働局及び福岡労働局の職業安定部の職業安定課は、第一項の規定にかかわらず、同項第一号から第三号まで及び第八号から第十三号までに掲げる事務並びに職業安定法第三十三条の二に規定する無料職業紹介事業に関する事務をつかさどる。

（求職者支援課の所掌事務）

第七百八十八条の三　求職者支援課は、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第二条に規定する特定求職者の職業の安定に関する事務及び同法第四条第二項に規定する認定職業訓練に関する事務をつかさどる。

（求職者支援室の所掌事務）

第七百八十八条の四　求職者支援室は、前条に規定する事務をつかさどる。

（施設等機関の職）

第八百一条　第一章第二節の施設等機関について、第一章第二節の規定に基づく職のほか、各施設等機関に第一章第二節に基づき設置される組織にその長を置き、その長には、それぞれ当該組織上の名称を附するものとする。ただし、次に掲げる組織の長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

（略）

・国立ハンセン病療養所に置く看護師養成所

（削る）

（略）

別表第一～別表第四　（略）

別表第五　公共職業安定所及び公共職業安定所の出張所（第七百九十二条関係）

都道府県名	公共職業安定所名（出張所名）（（分庁舎名））	位置（出張所位置）（（分庁舎所在地））	管轄区域
（略）	（略）	（略）	（略）
徳島	（略）	（略）	（略）

第八百一条　第一章第二節の施設等機関について、第一章第二節の規定に基づく職のほか、各施設等機関に第一章第二節に基づき設置される組織にその長を置き、その長には、それぞれ当該組織上の名称を附するものとする。ただし、次に掲げる組織の長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

（略）

国立ハンセン病療養所に置く看護師養成所

国立感染症研究所検定検査品質保証室

（略）

別表第一～別表第四　（略）

別表第五　公共職業安定所及び公共職業安定所の出張所（第七百九十二条関係）

都道府県名	公共職業安定所名（出張所名）（（分庁舎名））	位置（出張所位置）（（分庁舎所在地））	管轄区域
（略）	（略）	（略）	（略）
徳島	（略）	（略）	（略）

阿南（牟岐）	阿南市（海部郡牟岐町）	阿南市、那賀郡、海部郡	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（削る）	（削る）	（削る）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

阿南	阿南市	阿南市、那賀郡	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
牟岐	海部郡牟岐町	海部郡	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

○厚生労働省訓第１号

（部内一般）

厚生労働省の内部組織に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成２６年３月３１日

厚生労働大臣　田村　憲久

厚生労働省の内部組織に関する訓令の一部を改正する訓令

厚生労働省の内部組織に関する訓令（平成１３年厚生労働省訓第１号）の一部を次のように改正する。

目次中「第２９条の３」を「第２９条の２」に改める。

第１１条を次のように改める。

（秘書）

第１１条　大臣官房人事課に、秘書１３人を置く。

２　秘書は、命を受けて、大臣、副大臣、大臣政務官、事務次官、厚生労働審議官、官房長又は総括審議官の秘書に関する事務の処理に当たる。

３　秘書のうち、１人を大臣総括秘書、１人を副大臣総括秘書、１人を大臣政務官総括秘書、１人を事務次官総括秘書、１人を厚生労働審議官総括秘書とする。

４　大臣総括秘書、副大臣総括秘書、大臣政務官総括秘書、事務次官総括秘書又は厚生労働審議官総括秘書は、それぞれ、大臣、副大臣、大臣政務官、事務次官又は厚生労働審議官の秘書の所掌に属する事務を総括する。

５　第３項に規定するもののほか、秘書のうち、１人を大臣主任秘書、１人を副大臣主任秘書、１人を大臣政務官主任秘書、１人を事務次官主任秘書、１人を厚生労働審議官主任秘書、１人を官房長主任秘書、１人を総括審議官主任秘書とする。

６　大臣主任秘書、副大臣主任秘書、大臣政務官主任秘書、事務次官主任秘書、厚生労働審議官主任秘書、官房長主任秘書又は総括審議官主任秘書は、それぞれ、大臣、副大臣、大臣政務官、事務次官、厚生労働審議官、官房長又は総括審議官の秘書の所掌に属する事務の調整に当たる。

第１９条の２の見出し及び同条第１項中「医療安全推進室」を「医療国際展開推進室及び医療安全推進室」に改め、同条中第３項を第５項とし、第２項を第４項とし、第１項の次に次の２項を加える。

２　医療国際展開推進室は、保健医療に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に

関する事務のうち、医療の国際展開に関する事務をつかさどる。

3　医療国際展開推進室に、室長（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、室長補佐、専門官並びに係及び係長を置く。

第１９条の３の見出し及び同条第１項中「及び救急・周産期医療等対策室」を「、救急・周産期医療等対策室及び医療関連サービス室」に改め、同条に次の２項を加える。

6　医療関連サービス室は、次に掲げる事務をつかさどる。

⑴　病院、診療所及び助産所の経営管理の改善に関する事業（国及び地方公共団体以外の者が行うものに限る。）の指導に関すること。

⑵　病院、診療所及び助産所における業務委託（医療法（昭和２３年法律第２０５号）第１５条の２の規定により行われる業務の委託をいう。）に関すること。

⑶　臨床検査技師等に関する法律　（昭和３３年法律第７６号）第２０条の３第１項に規定する衛生検査所に関すること。

7　医療関連サービス室に、室長、室長補佐並びに係及び係長を置く。

第２９条の３を削る。

第３９条の２第２項⑴中「共同生活介護、」を削る。

第４９条中「、第２９条の３」を削る。

附　則

この訓令は、平成２６年４月１日から施行する。

厚生労働省の内部組織に関する訓令の一部を改正する訓令　新旧対照条文

○　厚生労働省の内部組織に関する訓令（平成13年厚生労働省訓第１号）

（傍線の部分は改正部分）

改　正　案	現　行
目次 第１章～第５章　（略） 第６章　労働基準局（第２８条－第２９条の２） 第７章～第１５章　（略） 附則	目次 第１章～第５章　（略） 第６章　労働基準局（第２８条－第２９条の３） 第７章～第１５章　（略） 附則
（秘書）	（大臣付、副大臣付、大臣政務官付、事務次官付及び厚生労働審議官付）
第１１条　大臣官房人事課に、秘書１３人を置く。 ２　秘書は、命を受けて、大臣、副大臣、大臣政務官、事務次官、厚生労働審議官、官房長又は総括審議官の秘書に関する事務の処理に当たる。 ３　秘書のうち、１人を大臣総括秘書、１人を副大臣総括秘書、１人を大臣政務官総括秘書、１人を事務次官総括秘書、１人を厚生労働審議官総括秘書とする。 ４　大臣総括秘書、副大臣総括秘書、大臣政務官総括秘書、事務次官総括秘書又は厚生労働審議官総括秘書は、それぞれ、大臣、副大臣、大臣政務官、事務次官又は厚生労働審議官の秘書の所掌に属する事務を総括する。 ５　第３項に規定するもののほか、秘書のうち、１人を大臣主任秘書、１人を副大臣主任秘書、１人を大臣政務官主任秘書、１人を事務次官主任秘書、１人を厚生労働審議官主任秘書、１人を官房長主任秘書、１人を総括審議官主任秘書とする。 ６　大臣主任秘書、副大臣主任秘書、大臣政務官主任秘書、事務次官	第１１条　大臣官房人事課に、大臣付１人、副大臣付２人、大臣政務官付２人、事務次官付１人及び厚生労働審議官付１人を置く。 ２　大臣付、副大臣付、大臣政務官付、事務次官付又は厚生労働審議官付は、命を受けて、それぞれ、当該官職を補助する職員の指揮監督を行い、大臣、副大臣、大臣政務官、事務次官又は厚生労働審議官の秘書に関する事務の処理に当たる。

主任秘書、厚生労働審議官主任秘書、官房長主任秘書又は総括審議官主任秘書は、それぞれ、大臣、副大臣、大臣政務官、事務次官、厚生労働審議官、官房長又は総括審議官の秘書の所掌に属する事務の調整に当たる。	
（医療国際展開推進室及び医療安全推進室） 第１９条の２　医政局総務課に、医療国際展開推進室及び医療安全推進室を置く。	（医療安全推進室） 第１９条の２　医政局総務課に、医療安全推進室を置く。
２　医療国際展開推進室は、保健医療に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務のうち、医療の国際展開に関する事務をつかさどる。	（新設）
３　医療国際展開推進室に、室長（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、室長補佐、専門官並びに係及び係長を置く。	（新設）
４・５　（略）	２・３　（略）
（在宅医療推進室、救急・周産期医療等対策室及び医療関連サービス室） 第１９条の３　医政局指導課に、在宅医療推進室、救急・周産期医療等対策室及び医療関連サービス室を置く。	（在宅医療推進室及び救急・周産期医療等対策室） 第１９条の３　医政局指導課に、在宅医療推進室及び救急・周産期医療等対策室を置く。
２～５　（略）	２～５　（略）
６　医療関連サービス室は、次に掲げる事務をつかさどる。 ⑴　病院、診療所及び助産所の経営管理の改善に関する事業（国及び地方公共団体以外の者が行うものに限る。）の指導に関すること。 ⑵　病院、診療所及び助産所における業務委託（医療法（昭和２３年法律第２０５号）第１５条の２の規定により行われる業務の委託をいう。）に関すること。 ⑶　臨床検査技師等に関する法律（昭和３３年法律第７６号）第２０条の３第１項に規定する衛生検査所に関すること。	（新設）

7　医療関連サービス室に、室長、室長補佐並びに係及び係長を置く。	（新設）
（削る）	（システム最適化推進室） 第２９条の３　労働基準局労災補償部労災保険業務課に、システム最適化推進室を置く。 ２　システム最適化推進室は、労災保険業務課の所掌事務のうち、災害補償及び労働者災害補償保険に係る支払事務に関する電子計算組織の最適化計画の策定、実施その他必要な事務をつかさどる。 ３　システム最適化推進室に、室長（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、室長補佐並びに係及び係長を置く。
（地域生活支援推進室） 第３９条の２　社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課に、地域生活支援推進室を置く。 ２　地域生活支援推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。 (1)　障害者総合支援法の規定による障害福祉サービス（自立訓練及び共同生活援助に限る。）に関すること（企画課の所掌に属するものを除く。）。 (2)・(3)　（略）	（地域生活支援推進室） 第３９条の２　社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課に、地域生活支援推進室を置く。 ２　地域生活支援推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。 (1)　障害者総合支援法の規定による障害福祉サービス（共同生活介護、自立訓練及び共同生活援助に限る。）に関すること（企画課の所掌に属するものを除く。）。 (2)・(3)　（略）
（この訓令に規定する室に置かれる室長補佐等の名称等） 第４９条　第１２条から第１４条まで、第１６条から第２２条まで、第２６条から第２８条の２まで、第３０条、第３０条の３、第３１条の２、第３４条から第３５条の２まで、第３７条から第４２条の２まで及び第４４条から前条までに規定する室に置かれる室長補佐、専門官、班若しくは班長、係若しくは係長、専門職、主査又は専門スタッフ職については、それぞれ第２条第３項若しくは第４項、第３条第２項若しくは第３項、第４条第３項若しくは第４項、第５	（この訓令に規定する室に置かれる室長補佐等の名称等） 第４９条　第１２条から第１４条まで、第１６条から第２２条まで、第２６条から第２８条の２まで、第２９条の３、第３０条、第３０条の３、第３１条の２、第３４条から第３５条の２まで、第３７条から第４２条の２まで及び第４４条から前条までに規定する室に置かれる室長補佐、専門官、班若しくは班長、係若しくは係長、専門職、主査又は専門スタッフ職については、それぞれ第２条第３項若しくは第４項、第３条第２項若しくは第３項、第４条第３項若しく

条第３項若しくは第４項、第６条第２項若しくは第３項、第７条第２項若しくは第３項又は第９条の２第２項若しくは第３項の規定を準用する。	は第４項、第５条第３項若しくは第４項、第６条第２項若しくは第３項、第７条第２項若しくは第３項又は第９条の２第２項若しくは第３項の規定を準用する。